

(別 紙 1)

イスラエル国産スウィートオレンジ、グレープフルーツ
及びスウィーティ生果実に関する植物検疫実施細則

〔平成2年3月20日 2農蚕第1124号〕
農蚕園芸局長から植物防疫所長へ

植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）
別表1の1の項のイスラエル国産のシャムテ種及びバレンシア種のスウィー
トオレンジ、グレープフルーツ並びにスウィーティの生果実（以下「生果実」
という。）に係る植物検疫の実施については、平成2年3月20日農林水産省
告示第438号（以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則に
定めるところによる。

1. 検査及び消毒の確認

(1) 消毒実施の確認

告示3の(3)の消毒の確認は、次により、原則として、イスラエル
国植物防疫機関が行う消毒の確認と共同して行うものとする。

ア 生果実中心部の温度が予備冷蔵により告示5の(1)、(2)及び(3)
に定められた温度(0.5度又は1.5度)となっていることを、部屋ごと
に、4か所以上の生果実について確認すること

イ アの確認の後、引き続き生果実中心部の温度が、シャムテ種及びバ
レンシア種のスウィートオレンジについては14日間0.5度以下又は16
日間1.5度以下、グレープフルーツについては13日間0.5度以下又は
16日間1.5度以下、スウィーティについては16日間1.5度以下である
ことを、原則として1日1回以上確認すること

ウ 消毒開始直前及び終了直後に、温度計の示度が正確であるかどうか
を確認すること

(2) 輸出検査の確認

告示3の(3)の検査の確認は、次により、原則として、イスラエル
国植物防疫機関が行う検査と共同して行うものとする。

ア 生果実の種類別にこん数の2パーセント以上について行い、有害動
物又は有害植物、特にチチュウカイミバエのほかカイガラムシ類がな

いことを確認すること

イ アの確認の結果チチュウカイミバエが発見されたときは、チチュウカイミバエが付着した原因についてイスラエル国植物防疫機関と共同して調査すること。なお、原因が判明するまでは、それ以後の消毒の確認を行わないものとする。

(3) 検査証明書の付記

植物防疫官は、(1)の確認により消毒が完全に行われたこと及び(2)の確認により有害動物又は有害植物がないことを確認したときは、次の様式により、植物検疫証明書の裏面（余白）にそれぞれ確認したことを付記するものとする。

区 分	確認者氏名 印
消毒確認 月 日 時	
検査確認 月 日 時	

↑
3センチメートル
↓

← 10 センチメートル →

2. 消毒施設

告示5の生産地における消毒のための低温処理施設は、次の条件のすべてに適合しているものとする。

- (1) 原則として、消毒後の生果実を陸送することなく船積みすることができる場所に位置するものであること。ただし、こん包が密閉型のもの又はこん包の通気孔に網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られているものについては、この限りでない。
- (2) 部屋ごとに±0.6度の精度で所定温度を保持できるものであること
- (3) 部屋内の温度（冷却風の入口及び出口の2か所）及び果実内の温度（部屋中央の積荷の中心部及び最上部の角並びに冷却風の出口付近の積荷の中心部及び最上部の角の4か所）において、外部から随時確認できる

自動温度記録装置を有すること

3. 消毒施設の調査

- (1) 植物防疫官は、告示5の生産地における消毒のための施設について、2の条件に適合するものであることを確認するため、あらかじめ調査するものとする。
- (2) (1)の調査は、原則として、毎年当該施設の使用開始前に行うものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。
- (3) (1)の調査は、原則として、イスラエル国植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査と共同して行うものとする。

4. 積み込み時の措置

告示6の積み込み時の措置は、(1)又は(2)によるものとする。ただし、航空機へ積み込むときの措置は、(2)によるものとする。

- (1) シート等によりこん包を被覆すること。特に、やむを得ず陸送してから積み込む場合は、陸送前において、こん包を、コンテナに収容するか又はシート等により完全に被覆するものとする。
- (2) こん包の通気孔に網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）を張ること

5. 表示

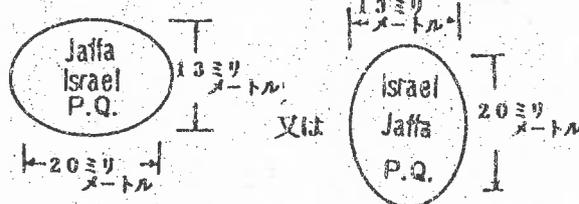
告示7の表示は、それぞれ次の様式によるものとする。

(生果実の表示)

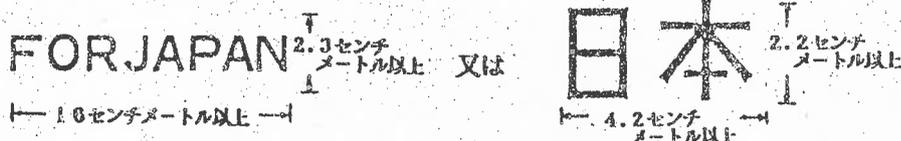
スタンプの場合



ラベルの場合



(こん包の表示)



6. 輸入検査の実施

植物防疫法第8条第1項の規定により実施される輸入検査は、イスラエル国産の生果実については、次によるものとする。

(1) 輸入検査の場所

輸入検査は、次の港及び飛行場の植物防疫官が指定する場所において行うものとする。

ア 港：京浜港，名古屋港，大阪港，神戸港，関門港，那覇港

イ 飛行場：新東京国際空港，東京国際空港，大阪国際空港，那覇空港

(2) 輸入検査の実施

ア 輸入検査は、輸入港において、当該生果実及び添付されている植物検疫証明書を確認して行うものとする。

イ 植物防疫官は、告示3の(3)の植物防疫官による付記がなされている植物検疫証明書が添付されていない場合、告示4の封印がこん包になされていない場合、告示7の表示がなされていない場合又はこん包が破損している場合には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

ウ チチュウカイミバエが発見された場合は、次により措置するものとする。

(ア) 当該荷口全量の廃棄又は返送を命ずること

(イ) チチュウカイミバエが付着した原因についてイスラエル国植物防疫機関と共同して調査すること。なお、原因が判明するまでは、それ以後の輸入検査を行わないものとする。

(3) その他

輸入検査の手續及び方法については、この細則によるほか、規則及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第208号）によるものとする。